

裁判員経験者の意見交換会議事概要

日時 平成27年7月16日(木) 午後6時00分～午後7時40分
場所 札幌地方裁判所裁判員候補者待合室(本館2階)
出席者 司会者 金子大作(札幌地方裁判所刑事第3部総括判事)
法曹出席者 大久保俊策(札幌地方裁判所刑事第3部判事)
吉田俊介(札幌地方検察庁公判部検事)
政池裕一(札幌弁護士会弁護士)
裁判員経験者 3名(1番, 3番, 4番)
補充裁判員経験者 3名(2番, 5番, 6番)

<意見交換会の趣旨説明と法曹三者の紹介, 挨拶>

司会者

本日の司会を務める金子でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、お忙しいところを裁判所までわざわざお越し頂き、ありがとうございます。今回参加して頂く皆様は、今年の3月から6月に行われた裁判員裁判をそれぞれ経験されたと伺っております。

裁判員裁判が始まってから6年が経過し、札幌地裁では、平成27年6月30日現在で170人を超える被告人に対して判決が言い渡されております。また、この間、1000人を超える皆様に裁判員として、また、300人を超える皆様に補充裁判員として、それぞれ参加して頂いております。

このような意見交換会も、1年に3回程度のペースで開催しているところです。この意見交換会は、制度施行からある程度の年数も経過しており、事案も積み重なってきたことから、様々な問題点や課題を明らかにし、改善できるものは改善し、あるいは、工夫できるものは工夫していこうという趣旨で開いておりますので、是非とも忌憚のないご意見を頂戴したいと思っております。我々裁判官を含む裁判関係者にとっては、裁判員や補充裁判員を経験された方の生の意見を聞くことができる貴重な機会であると思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日は、裁判官、検察官、弁護士にも同席して頂いております。何か実務家にご質問があれば、それもどうかご遠慮なくお聞きになってください。

それでは、検察官、弁護士、裁判官の順で自己紹介をお願いします。

吉田検事

札幌地方検察庁の検事の吉田と申します。刑事第3部に対応する事件を担当させて頂いております。本日は皆様の貴重なご意見を伺いたいと思っております。

政池弁護士

弁護士の政池と言います。札幌弁護士会で刑事弁護センター運営委員会の副委員長と日弁連の刑事弁護センターの委員を担当しております。弁護士会の方でも、裁判員裁判における分かりやすさということが話題になっておりますので、こういう機会に、実際の経験者の方から色々な意見を聞いて、それを今後の裁判等に役立てていければいいな

と思っております。今日はどうぞよろしく願いいたします。

大久保判事

札幌地方裁判所刑事第3部の裁判官の大久保と申します。この度は、皆様の貴重な意見をお伺いする機会と思っております。皆様から自由に率直なご意見を頂いて、これからのより良い裁判員裁判に役立てていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

<裁判員経験者の担当事件の紹介、裁判員を経験しての全般的な感想・印象>

司会者

今日の流れですが、まず一つ目の流れとしては、今回参加して頂いた皆様がそれぞれ担当された事件の概要について、私から若干ご紹介申し上げます。その都度、経験者の皆様がそれぞれ参加して感じた感想など、全体的なところをおっしゃって頂ければと思っております。次に二つ目ですけれども、全般的なご意見を踏まえて、裁判員裁判の審理と評議を経験された際、いろいろな段階があったと思えますけれども、それぞれについて内容が理解しやすいものであると感じたか、それとも分かりづらい内容であると感じたかなどについて意見交換したいと思っております。証拠調べであったり、冒頭陳述であったり、論告・弁論であったり、あるいは評議であったり、そういったところをお伺いしたいということです。中心は証人尋問であったり、被告人質問であったり、書証の取り調べであったり、そこに置こうと思えますけれども、そういった内容について、具体的なお意見を伺いたいと思っております。三つ目ですけれども、裁判員あるいは補充裁判員になられる方へのメッセージを頂戴できたらと思っております。

それでは、一つ目の柱に移ります。今回、皆様にご担当頂いた事件を見ますと、1番と2番の方が同じ事件を担当されています。3番から6番の方は、それぞれ別の事件を担当されています。

まず、1番と2番の方が担当された事件について、若干ご紹介したいと思います。事件名は、麻薬特例法違反です。麻薬を取り扱った事件になります。被告人が、共犯者と共に、多数回にわたり、多数人に対し、覚せい剤を譲り渡し、そのような行為を業としたとして起訴された事案です。被告人が密売組織の一員として、共犯者とされた者と一緒になって密売事業を行ったのかどうか争点でした。法律的には、共同正犯なのか、幫助犯なのか争われた事案になります。選任の日を除いて、実質4日間の日程で行われたと伺っています。懲役5年及び罰金100万円、他に追徴もあったようですが、そのような結論になったと伺っております。

それでは、1番の方から、全般的な感想を一言お願いできますでしょうか。

1番

とても良い体験をさせて頂いたなと思います。裁判員になられた方は皆さん初めてなので、緊張していたのではないかと思います。私も緊張してしまっていて、裁判官との顔合わせの中ではそれほど緊張したという思いはないのですが、一番最初に法廷に入ったときは、緊張がピークで、検察官や弁護士さんの席や傍聴席を見たときに誰の顔も見えないくらいに緊張しました。時間が経つにつれて、少しずつ顔が見えてきました。裁判長や裁判官とのミーティングでリラックスもしましたし、評議の中ではたくさん勉強になったこともあるなと思いました。普段、事件やニュースやドラマで見ることがあります

けれども、量刑を決めるということの難しさ、大事なことだなと感じて最後まで参加させて頂きました。

2番

補充裁判員として選ばれましたが、正直、選任の日にどういう内容の事件か分かるまでは寝られない日がありました。殺人事件だったらどうしようというのがあって、覚せい剤の事件で正直ほっとしたというのはありました。評議室では和気あいあいというところですが、裁判官や裁判所の方が緊張を取ってくれる環境を作ってくれたので、4日間、そんなに思い悩むようなこともなく、最後まで過ごせていけたということはありません。私は、補充裁判員だったので、ただ黙っていればよいのかなというのがありました。公判では質問できませんが、裁判官が「聞きたいことがあれば、公判で僕から聞きますよ。」と声をかけてくれたので、聞きたいことはお願いして聞いてもらえました。補充とつくだけで、一歩ひいて、そんなに携わらないというか、発言もしなくていいんだと、見ていけばよいのかなと思ったのですが、実際はそうではないと感じました。

司会者

補充裁判員の方のお立場は、非常に難しいものがあるなということは、私も感じると思います。

それでは次に、3番の方の事件についてご紹介いたします。事件名は、危険運転致死傷等ということで、被告人は、友人らと酒を飲んだ後、友人らを同乗させて、飲酒運転をし、高速度で自動車を走行させて、Y字路交差点を曲がりきれずに街路樹等に衝突させて、乗せていた友人1名を死亡させ、もう1名には重傷を負わせたという事案だと伺っております。事案自体に争いがあったわけではなくて、どのような刑にするのかという量刑が問題になり、選任の日を除いて、実質3日間の日程で行われたと伺っています。結論は懲役5年だったということです。3番の方、何か全般的な感想がありましたら、お願いします。

3番

裁判員に選ばれて、自分は緊張すればするほどおかしくなるので、静かにしていました。裁判官というのは、自分のイメージでは、六法全書が友達のコチコチで、我々一般人と話ができるのかと思っていましたが、担当の裁判官は、ものすごく気を遣って、すごく丁寧に落ち着かせようとしてくれて、あれには驚きました。それで、皆は遠慮なく話を出せたと思います。公判で何人が質問しましたが、裁判長がうまくリードして発言させていて、びっくりしました。

裁判については、時間が足りなかったのではないかなと思いました。危険運転といっても、私は自動車学校で、飲酒運転と分かって同乗していたら、同じような罪になると聞いたと思います。それで、その辺をもう少し詳しく聞きたかったのですが、時間がなくて聞けませんでした。

司会者

それでは、4番の方がご担当になった事件について若干ご説明いたします。事件名は、現住建造物等放火です。マンションの一室で交際相手と同居していた被告人が、深夜、交際相手の態度に立腹し、交際相手が寝ていた寝室のベッドの布団等に灯油をまいた上、ライターで火を付けて寝室等を焼いた事案と伺っています。被告人が、自分の付けた火

が建物に燃え移る可能性を認識していたかどうか、放火の故意があったかが争われた事案だと伺っております。最後に刑の重さというのも問題になるわけですが、選任の日を除いて、実質6日間の日程で行われ、懲役4年という結論に至ったということです。それでは、4番の方、参加してみて、何か感想などありますか。

4番

事件に関しては、以前から興味がありました。僕は若いときから、罪を憎んで人を憎まずという考え方でずっと生きていました。そのときの裁判長は、我々の緊張した気持ちを和らげてくれるように、自由に発言してくれと、もしこの放火に関して不審な点があれば、どんどん意見を述べてくれと、その場を和らげてくれたので、僕も証人尋問などを聞きながら、自分の意見をはっきりと言えらる場があるのだなということで、適切な判断ができたのではないかなと思っています。

司会者

それでは、次に、5番の方がご担当になった事件を若干ご紹介いたします。事件名は、殺人ということになります。精神障害に起因した妄想というものを抱いていた被告人が家族を殺害して自分も死のうと考えて、そういう意味では全く落ち度のない家族に対して、コンクリートブロックでいきなり頭を何度も殴った上で、首に巻き付けたスカーフを強く絞めつけて窒息させたという事案だったということです。被告人がどういう精神状態だったと評価すべきなのか、心神耗弱なのか、心神喪失なのかという点で争いがあったという事案になります。また、心神耗弱だった、責任は問えるのだけれども、その刑はどの程度にするのかというところが、主に問題となった事案であるということになります。選任の日を除いて、実質5日間の日程で行われ、懲役3年、5年間執行猶予という結論になったと聞いております。それでは、5番の方、参加してみての感想を伺えればと思います。

5番

前の日から一睡もできないでここの門をくぐりましたが、やはり、中に入った途端、硬直というか、言葉も発せられないくらいで、初めての経験をさせていただきました。こういうことが続いて耐えられるのかと最初は思っていましたけれども、裁判長が分かりやすく導いて頂きましたので、何とか最後まで色々なことを耐えることができました。ありがとうございます。一番印象に残ったのは、弁護士の先生が、言葉ではなく態度で優しく接しておられましたので、弁護士というのはこういうことなんだろうなと、テレビの世界では、検事と衝突する場面を見ていましたので、そうではなく、すごいなと思いました。あと、犯罪というのは、一人でそのときはやったかもしれないですけど、その背後に何かたくさん理由があるんだろうなということを考えさせられました。

司会者

それでは、6番の方の事件についてご説明いたします。事件名は、殺人ということになります。認知症を患ってしまった家族の介護や世話をひとりで担い、精神的肉体的に大きな負担を負っていた被告人が、犯行当日、認知症に起因する家族の異常な言動に接して、咄嗟に殺意を抱き、家族の首を手で絞めて殺害した事案と聞いております。事案自体に争いはなくて、刑の重さが主に問題となり、選任の日を除いて、実質3日間の日程で行われ、懲役2年6月の実刑判決になったと聞いております。6番の方、参加して

みでの感想などをお願いいたします。

6 番

裁判員裁判のことは聞いてはいたのですが、自分に降りかかってくるとは夢にも思ったことはなかったです。私の場合は、補充裁判員で、事件そのものが私の仕事柄、関係したことだったので、こうなる前に、もっと手がなかったのかということ、聞いていてもものすごく残念に思いました。ちゃんと入院をさせていれば、被告人が被害者を手にかけることはなかったのではないだろうかとか、色々なことを3日間考えました。

司会者

皆さん、ありがとうございます。色々な思いがあるということが、よく分かったところであります。

<裁判員裁判の審理の分かりやすさ>

司会者

それでは、皆さんが参加された事件のデータを見ますと、検察官が請求した証人がいる事案は6件中5件ということになりますけれども、その中には、共犯者が呼ばれている事案であったり、被害者の方が参加している事案であったり、あるいは、犯行に至る経緯等の立証ということだと思いますが、ご家族が証人として出たりといった事案もございます。また、専門的な方の話ということで、鑑定をしたお医者さんであったり、いわゆる専門家といわれる人が証人として出てきている事案もあります。それから、もちろん、すべての事件で被告人の話を聞いているということになります。時間は、2時間を超えるもの、1時間程度で終わったもの、様々だったと思います。それから、話を書類の方に転じてみますと、供述調書というものを取り調べている事案もあります。供述調書というものは、普通の生活を送っていると馴染みの薄いものだと思います。被害者の供述調書を取り調べた事案もありますし、関係者の供述調書を取り調べた事案もあります。それから、被告人質問は行いますが、加えて被告人の捜査段階の供述調書を調べた事案もありますし、それが結構長くなった事案というものもあるというデータがあります。

まずは、証人の話や被告人の話を、皆さんが聞いた時に、言っている内容を自分のものとして、こういう話なんだなと、聞きながら分かることができたのか、それとも、分かるのに苦労をしてしまう、質問の内容がよく分からないとか、意図が分からないとか、質問の仕方が分からないとか、何でこんなことを聞いているのだろうかとか、何かそのようなことで理解するのに苦労したということはないか、あるいは、その人たちの話を聞いて、その人の言っていることは本当か、それとも嘘かというようなことで、非常によく分からなかったな、判断がつかなかったな、聞いただけでは分からなかったな、そのようなご経験があったら、どなたからでも結構です、感想をお聞かせ願えると、そこを糸口にして、少し話をしてみたいと思いますが、いかがでしょうか。

1 番

被告人であったり、弁護士さん、裁判官、検察官であったり、その都度、人は変わるだろうと思いますが、聞こえづらいついとか、声が低かったりですね、弁護士さんが早口だったり、検察官もそうだけど早口だったり、聞きづらかったという感じはあります。私は少し難聴気味ですが、私の難聴というのを別にしても、他の裁判員に選ばれた

人も、高齢者の方も多くて、そういう方々は、特に聞きづらいことがあるのではないかなと思います。先ほど、前回にお話ししていたから分かっていたのだと思いますが、係の人がイヤホンを貸してくれましたが、イヤホンというのは、全体的にうるさい音を全部拾って、逆にない方が良いでしょう。音楽とか、特殊なことをやる時には、自分とそれが直接耳に入ってくるような装置があります。そういうものだと、相手の話している言葉がそのまま耳に入ってきて、そのような仕組みが裁判員の手元にあって、全体の音がうるさく聞こえてくるのではなくて、お話しした人の声だけが耳に入ってくるような、そういう仕組みがあっても良かったのではないかなと思います。それと、私も聞きづらかった部分もありますけど、こんなのは、傍聴人の人たちにはどういうふうに聞こえるのかなと思いました。

司会者

声のトーン、早口、音の高い、低いという話がありましたが、とても大事なところですけれども、尋問したり質問したりする中で、我々実務家が、法廷でやりとりをしながら、事実を明らかにしていくという活動をしていて、皆様にもそれに参加して頂いたということになる訳ですが、今のご指摘のような観点から、何かご自身が体験された事件の裁判で、検察官であったり、弁護人であったり、裁判官の補充質問であったりで、気になった点とかはありますか。

2番

弁護士の方も検察官の方も、裁判を進めるときに興奮してしまうと思いますので、多少、早口になるのも仕方がないのかなと思って、聞いていました。

司会者

検察官の立場から、何かその辺について、ご自身の経験も踏まえて、思うところがありますか。

吉田検事

私も早口で、いつも反省しているのですけれども、今まさにご指摘のあったとおり、気を付けてはいますが、やはり質問を聞いているうちに、更に質問と、更にと、どんどん先を読んでしまい、先に行きたくなってしまうということで、分かりにくいという点もあるのかなと思います。

逆にお伺いしたいのは、皆様の方で、先ほど時間が足りないという話もありましたが、個々の証人尋問について、もう少し時間が必要だと思われた方が多いのか、自分が担当した事件については、それくらいの時間で良くて、返ってそれ以上になると集中力も持たないなとか、その辺はどうなのかお聞きしたいと思います。

司会者

これはもしかしたら、弁護士さんも同じようなことをお考えになっているかもしれませんが、皆さんが体験した被告人質問だったり、証人尋問だったり、内容はその限られた時間の中で十分受け止められた方が多いのか、それとも、正直、もっと時間があって、色々突っ込んでほしかったと思う方が多いのか、皆さんはどうお感じなのでしょう。時間に不足はなかったと思われる方は、手を挙げて頂けますか。

2番ないし6番

(挙手)

1 番

私は、もう少し審理の時間があつた方が良かったかなというふうに思いました。どちらかというと、あの時間の中で進めていくこともあるのですが、私は、検察の方も弁護士の方も何かお互いに事務的に進めていると、そんな感じに受け取りました。ただ、おっしゃっている趣旨はよく分かりましたし、難しい法律用語ではなくて、一般的に分かるようにお話しして頂いたので、内容がどうこうというのではなくて、少し事務的にお互いにやりとりしているのかなと、そんな感じは受けました。

司会者

他の皆さんは、尋問の時間といいますか、盛り込まれた内容について、自分なりの考えを作っていく上では足りなかった訳ではないというご意見が多かったということになりますけれども、そのような面から、アバウトで構いませんので、感じるようなところがあつたら、言って頂けると何かの参考になるかなと思います。いかがでしょうか。

6 番

殺人事件で、色々な殺人の仕方がありますが、家族間で起こした事件で、こんなに早く判決を出せるものなのかなと、参加して感じました。私の参加した事件は、事件発生から判決までの約4か月間、我々のような一般の人が分からないところで、証拠調べとか色々なことをしているのだらうけれども、私がこういうところに参加するのも初めてでしたし、テレビドラマの中でしか見たことがなかったので、こんなに早く結審するのかなと、まず一番に感じたことです。

司会者

確かに、裁判に対するイメージという、それなりに時間がかかるというのがあるでしょうし、すごく時間がかかっているという報道に接することもあると思います。裁判員裁判の場合は、始まってしまえば、集中審理を行いますので、一気に判決まで、数日間、あるいは十数日間くらいで行ってしまうことが多いと思います。そこに至るまでが、公判前整理手続という準備をしていますので、時間がかかります。6番の方が経験された事件は、発生から終わりまでは、比較的短めだったかもしれませんね。

何か、弁護人の立場から、今のようなことで聞いておきたいことはありますか。

政池弁護士

先ほど、1番の方が、尋問のやりとりの際に、淡々としていたというような話がありましたが、例えば、弁護人や検察官が尋問をするときの態度だとか、そういうものが分かりやすさに与える影響がどういう形であるのか、熱意があるようにやっているのか、内容にもよるのでしょうか、そういうことがあり得るのかというようなところを一点お聞きしたいのと、5番の方にお聞きしたいのですけれども、尋問の際に情状証人として、複数の家族が出廷されましたが、弁護人が証人を呼んだ意図が分かって頂けたのでしょうか。私も介護をしていた同じような殺人事件で、同じように複数の方を呼びましたが、なぜそれだけの人を呼ぶ必要があるのかという形で、裁判員の方に理解してもらえなかったことがあるので、どういう意図で弁護人が呼んでいて、それぞれ呼ぶことに意味があるのかということをご理解頂けていたのか、その意図等が分かっていたのかということについて、お話頂けたらと思います。

司会者

5番の方への質問は皆さんにも伺うことができる話題ですので、少し待ってください。その前に、弁護士さんの立場から、質問する態度、言葉ぶりや所作も全部含めてだと思えますが、それが、皆さんの話が腑に落ちていくときに、信用できると思ったり、できないと思ったり、その辺りの考えに影響を及ぼすかどうかということをお伺いと思いますが、何かその辺りで、思い出すようなこと、あるいは、私はこう思ったというようなことがありましたら伺いたいのですが、どなたかいらっしゃいますか。あるいは、態度で気になった点でも構いません。

2番

検察官の方もそうでしたが、弁護士の方が二人いまして、ベテランの方とそんなに弁護士の経験をしていない方との組み合わせで、ヒートアップしている時に替わって質問するという場面がありました。

司会者

ヒートアップしているなと思ったときに、話の内容が2番の方の頭に残りにくかったということはありませんか。

2番

そうですね、声通って耳に入らずに、ベテランの方がそばに付いて、フォローに入っているのかなと思いました。証人や被告人の話は、もう少し冷静に聞きたかったなというのがあります。

司会者

そういうやりとりをしているときは、話の内容というのは、なかなか頭には入ってこないですか。話の中にご自身が入って行って理解するということが難しくなりますか。

2番

そうですね、感情的になっているのかなというのはいちよっと感じました。

司会者

他の方は、同じような局面でも、似たような、あるいはちよっ違う局面でも構いませんが、お話がありますでしょうか。

6番

私は、弁護人の方が男性と女性で若かったと思いますが、被告人は高齢で耳が少し遠かった人で、質問の内容も淡々としていて、紋切り調でただしゃべっているという感じで、何を聞きたいのだろうとずっと思っていました。それは、経験なのか、その人の持っているものなのか、理解に苦しみましたけれども、そばに行って聞く姿勢だとかあるのではないかなと思う場面もありました。

司会者

そういう質問の仕方をされると、その人はいったい何を聞きたいのかとか、そういったことは分かりにくくなるものですか。

6番

そう思います。私がお話の場面で受けていたのは、あまり聞いていなかったのではないかなと、聞こえていなかったのではないかなという感じを受けました。別にそれが最終的な判断に関係ないのかもしれませんが。

司会者

他の皆さんはいかがですか、色々な場面があったと思います。紋切り型というお話から少し推測すれば、妙に冷静に淡々と聞いていて、何を言っても、はい次というような尋問もあるでしょうし、先ほどヒートアップしたということで、被告人が弁解しているようなときに検察官が次から次へと矢継ぎ早に質問をしていって、どんどん追い込んでいくような場面というのもあったかもしれない、それから、被告人のために弁護士さんが呼んできた証人がいて、中には感極まってしゃべれなかったりして、弁護士さんも、うまく質問ができなくなって立ち往生してしまったりと、そういう場面も、もしかしたらあったかもしれません。そういえば私はあの場面が分かりにくかったとか、そういえばあの場面は困ったなとか、そのようなご経験のある方はいらっしゃいますか。

4番

証人尋問の時に、証人に立った精神科医でしたが、その回答というのが検察官の質問に対しては、てきぱきと我々が聞いても分かるような説明をしてくれたし、もう少し言い方を変えれば、弁護人の方がもう少し突っ込んだ、被告人の立場で物事を聞いてほしかったなと感じました。裁判長は、我々が発言できるような場を作ってくれて、評議室に入っても評議もできたし、法廷の中で質問もさせてもらいました。この事件に関しては、納得のいく公判だったなと思っています。できれば、弁護人の方が、もう少し突っ込んだ、被告人のためのやり方があったのではないかなと、検察官の方はかなり厳しい態度で臨んでいたみたいでしたが、弁護人がちょっと力不足かなと、もう少し、被告人のための弁護をしてほしかったなと思いました。

司会者

お医者さんに対する質問の中でも弁護士さんが質問するパートは必ずあったはずですが、4番の方が被告人のためと言うのは、どの辺りが気になったのでしょうか。一生懸命、反対尋問をして、お医者さんの言っていることで疑問のあるところは、そこはどういうことなのかと質してみたり、あなたの言っていることはこれと合わないではないかと言ってみたりという場面でしょうか。

4番

そういうことではなくて、知的能力について、弁護士は説明してくれていたし、検察官の方も否定するというか知的能力は一般人と変わらないという判断で裁判に臨んでいたの、その点のことも、評議室で裁判長から説明して頂きました。できれば、弁護人はもう少し被告人のための弁護をしてほしかったなと思います。

司会者

弁護士さんはご自身の主張というものがあって、それに沿うような、そこに持っていくような、質問の力が弱かったという感想を受けたということでしょうか。

4番

そうです。

司会者

話題を転じて、先ほど弁護人の立場からご指摘のあった、5番の方という質問があったところを皆さんに伺いたいと思います。弁護士さんが出してきた証人というのがあると思います。私は何もやっていないというような事案であったならばともかく、いずれ刑を受けるということになると、情状証人と言われる人たちが出てきたり、ある

いは、逆に公訴事実の関係で弁護士さんが積極的に用意した証人というのがいたと思います。記憶喚起のために紹介いたしますと、1番の方と2番の方が担当された事件では、弁護士さんが雇用主と親を証人として連れて来ています。反省状況であったり、今後の問題ということで呼んでいるということになります。3番の方がご担当になった事件では、親と雇用主が情状証人として来ています。4番の方がご担当になった事件では、情状証人として親が来ています。5番の方の事件では、複数の家族と被害者のきょうだい情状証人ということで来ています。6番の方がご担当になった事件では、認知症という問題がありましたので、その症状などを知る介護支援専門員という方が呼ばれています。更に、複数の家族が呼ばれて来たということになります。皆さんは、この証人尋問に際して、この人は何のために呼ばれたのか、この証人尋問の目的は何なのか、ねらいは何だろうかということ Understanding して法廷に臨めたのか、あるいは、法廷で話を聞いたのか、話を聞いて、なるほどと納得できたのか、その辺りはいかがでしょうか。

5番

正直言うと、あまり良い感じは受けなかったです。身内だけではなくて、私は、被告人は施設で生活していたと思うので、その担当者や責任者の方のお話が聞ければ良かったと思いました。施設でどのような生活をされていたのか、実際にその現場も見られたと思うので、そのときの心を知りたいなと思いました。やっぱり法廷で流れてしまうと、そればかり印象に残って、評議室に入ってから、それしか頭になくて、誰がどう言ったというのはあまり感じなくなることがありましたので、もうちょっと厳正に、施設長というか、そういう方の話も聞きたいというのはありました。

司会者

追加で伺いますけれども、良い感じではないという話から始まりましたけれども、実際に話してくれた人たちがどういう立場で、何のために来ているのかということは、それは受け取って頂けたということになるわけですか。

5番

はい。

司会者

とはいえ、こういう切り口もあるのではないかと、こういったところからの情報も準備できたのではないかと、それにも自分に関心が向いていますと、そういったご指摘でしょうか。

5番

はい。被害者のきょうだいといいますが、しょっちゅうお会いしている訳ではなかったみたいで、ですから、いつも接しておられた施設の人の方がもっと色々なことが分かっていたのかもしれないと思いました。

政池弁護士

尋問の趣旨、どういう意図でやったのかは分かりませんが、もしかすると、弁護人とすると、被害者のきょうだいという形で、被害者の近くの人が許しているというようなことを示すために呼んだというような形だったのかもしれないけれども、ただ、お伺いすると、切り口として、そういうようなところ、これまでどうだったのかというようなところを示すというのも、一つ意味のあったところなのかなとお聞きしました。

司会者

他の方はいかがでしょうか。検察官の証人の選択というのも色々ある訳ですけども、弁護人は弁護人の立場で、被告人のために色々な切り口を用意して、情状といいまして、刑の重さに関係するような事柄を話してくれる人を準備する訳です。そのときに、この人はどういう目的で来ていると、この人はどういう証人なのか、この人は何を語ってくれるのか、その辺りについて、結局よく分からなかったというようなことでは困る訳ですが、困ったという経験をお持ちなのか、それとも、それは問題はなかったということなのか。あまり問題を感じなかったという方はいらっしゃいますか。5番の方は、基本的には問題を感じなかったけれども、切り口が他にあったのではないかというお話でしたけれども。今思い起こすと、趣旨はよく分からなかったなと感じておられる方は、挙手をして頂けますか。ということは、皆さん、弁護人の用意した証人の位置づけというものは、十分受け取って頂けたということでしょうか。

1 番ないし 6 番

(うなづく)

司会者

もしかしたら、裁判官や裁判長から、次は何を行いますよということを、次の手続の説明ということでお話をしている場合もあるかと思えますけれども、そういったことは皆さんありましたか。

1 番ないし 6 番

(うなづく)

司会者

それでは、先ほど話が出てきた中で、お医者さんの話がありまして、今回、お医者さんの問題というのは5番の方にしか絡まないのですけれども、5番の方への質問になってしまいますが、お医者さんの話というのはいかがでしたか。分かりやすい説明をしていましたか、どうでしたか。

5 番

説明自体はとても分かりやすかったです。

司会者

その事件の担当裁判長が私だったので分かりますが、すごく難しい話も多かったと思います。検察官がまず質問をして、次に、証人から色々な説明を加えて頂いてという流れだったかなと思います。特に、法廷から出てきたときに、全然分からないということはなかったですか。

5 番

分からないことも確かにありましたが、後で裁判長がかみ砕いて話されたような気がして、自分の中でそんなに分からないと思ったことはなかったです。

司会者

そうすると、法廷で話を聞いているときは、正直、辛い部分もあったという感じになるのですか。それは、スライドとかも準備されていたと思いますけれども、その内容が難しいという感じですかね。どうしても専門用語が多い、学術的な用語が多いというようなことで、その場でぱっと聞いて、すっと受け取るには、辛い内容だということでした。

ようか。

5番

(うなづく)

司会者

そこは検察官立証の部分ですけれども、検察官として、今のお話を聞いて、思うところ、あるいは、聞いてみたいところがありますか。

吉田検事

今回の事案は、私が担当しましたけれども、特に理解が難しい話だったと思いますので、こちらもどのように鑑定医の方に説明してもらうか悩んだところです。検察官なりに考えたのは、とりあえず説明はしてもらうのですけれども、その話をもう1回繰り返すことになってしまうのですが、もう一度、スライドを含めて、質問をして、同じ話を2回言ってもらうような、そのような質問で組み立てたつもりなんですけど、そういうふうに理解して頂いたのか、その辺の感想をお伺いしたいなと思います。

5番

その意図は、正直、私はよく分かりませんでした。なぜかというところ、お医者さんがしっかり説明されていたら、それはそれで良いのではないかなと思います。検事さんだと少し視点が変わってしまうかもしれないので、同じことをかぶると、ちょっとずつ、ずれちゃって怖いかなと思います。その病気だけを説明された方が良いと思います。その方の病気に対してお医者さんは言われるので、検察の方は事件として捉えて、説明の根本にそれがあると、ちょっとずれちゃうんじゃないかなと思います。

司会者

それでは、話を一般的な方に戻しますけれども、質問している人の質問の意図が分かりにくかったなという印象をお持ちの方はいらっしゃるでしょうか。この人は何のために聞いているのかという場面があったかどうか、記憶しておられるところがありますか。例えば、検察官が一生懸命、被告人に対して質問しているけれども、なぜそれを今聞いているのか、あるいは、共犯者に対して何かを聞いている、共犯者が出てきたのは1番と2番の方の事件ですし、被害者が出てきたのは4番の方の事件ということになりますし、被告人に対してはすべての人が経験していると思いますが、この段階でこういう聞き方をしているけど、それは何のために聞いているのだろう、質問からだけではよく分からない、弁護士さんの質問でも同じように感じたことがあるかもしれないのですが、何かそういう場面はございましたか。

2番

共犯者の人が証人で出てきて質問しましたが、「覚えていません。」と言うことは分かっていたと思うのですが、結局、「覚えていません。」とか「分かりません。」とか言ったと思います。結局そういうふうには答えられちゃうと、次に質問が出ないといひますか、そこで何でその証人が出てきたのかなというのがあります。よく分からないということでした。

1番

ちょっと趣旨が違うかもしれませんが、証拠調べのところ、検察官がこの事件のことについて、麻薬を小さく分けて何十回もやったという証拠で、レシートのようなもの

のとか、小さく書いたもの、数字を並べて、大きな画面に映されたのですが、後で評議室に戻って、あれは何だったのだろうかという話をしたことがあります。そういうものをデータとして出したということは理解できるのですが、その内容というのは、何が違うのだろうかを見た部分があります。私があるのを見て感じたのは、小さな数字自体大事ですが、私たちや裁判官や傍聴人に、それはどういう程度なのかということを知るような、例えば、グラフ化して出すとかして、証拠を表したら良いのではないかと思います。

司会者

ありがとうございます。新しい話題に転換して頂きましたので、とても助かりました。証拠の書類の内容の問題だと思います。色々なデータが入っている書面を、手元の画面に映したのだと思います。画面を使いながら、パワーポイントのデータを使いながら、そこで色々な証拠を見せていく、現場の写真が入っていたり、1番の方が言われたような数字が一杯出てくる一覧表のようなものが出てきたり、あるいは、供述調書関係も映ったかもしれませんが、証拠の書類の内容について、その場で理解することは大変だった、これは情報量が多すぎて一つの画面を見ただけでは分からない、そういうご経験をした、あるいは指摘をしておきたいという方はいらっしゃいますか。あれは、皆さんに見て頂いて、この事件の流れや経緯、こういう事柄がこういう順序で起きたという証拠であったり、ここの部分のお金の流れはこうでしたという証拠であったり、あるいは、場合によっては、今回行われた現場とはこういう現場ですという証拠であったり、それを皆さんに受け止めて頂けたかどうかです。それで、ちょっと苦しかったというご経験の方がいらっしゃいましたら、エピソードなどを教えて頂けますと、これはおそらく検察官の役に立つ、それから、弁護士さんとしても、ご自身で証拠をまとめることがありますので、役に立つ話だと思いますが、いかがでしょう。もしくは、見た証拠の内容で、これはなくても良かったのじゃないかという話でも結構です。

6番

私の事件の場合、同居している家族のすごく汚いお部屋の写真が出たときには、何でこの事件に関係あるのだろうと一瞬思いました。でも、後でずっと考えると、そういう家族だから、被告人のことを考えてあげられなかったとうまく繋がって行って、最初は何で必要なのか分かりませんでした。後で理解できました。

司会者

今のお話は、証拠は場面場面で一つ一つ見ていくものなので、限界がある訳ですけれども、今見ている証拠は何なのかというのは、そこでは分かっているなくても、後から見た証拠でやっとそうだったのかと、証拠の見せ方の問題についてのご指摘だと思います。他の切り口から何か、こういった写真はなくても良いのではないかと、こういった図面はいらなかったのではないかと、これは刺激的だったなということでも構わないのですが、証拠調べの在り方を考える上で、我々としては、とても関心のあるところではあります。

それでは、話を変えて、供述調書をたくさん取り調べた事件もあります。これは、6番の方の事件がとても多かったのですけれども、その他の方の事件でも、3番の方の事件では被害者の調書を4通、1番と2番の方の事件では関係者の供述調書を2人分読み上げていると思います。4番の方の事件も関係者の供述調書4通を読み上げているとい

うことになります。6番の方の事件は、関係者の調書を4通、被告人に至っては6通調べていることになります。被告人の調書を調べている他の事件を見ますと、3番の方の事件では1通読み上げています。調書の読み上げということについて、経験された方は、読み上げられて、内容が自分の中で、この人はこういうことを言っているのだな、この人はこういう事実を体験したのだなということが、そのときに、受け止めて頂けたかどうか、その辺はいかがでしょうか。なかなか読み上げを聞いているというのも、時間がかかるものですから大変だと思いますが、それを経験された方で、その辺に思い入れのある方はいらっしゃいますか。

4番

法廷で冒頭陳述から検察官の話し方にしましても、割と聞き取りやすい話し方をしてくれたので、法廷が終わって、評議室の中でも、評議の話し合いが容易にできるような雰囲気を作ってくれたので、思ったよりも、楽に聞けました。

3番

すんなり聞けました。自分はちょっと疑問を持っていましたけれども、ちゃんと理解して聞けました。疑問はあるけれども、言っていることは理解できました。

6番

すごく分かりやすかったです。

司会者

裁判官の立場から聞いてみたいことはありますか。

大久保判事

供述調書の読み上げを聞いて頂いたところで、その中で何が大事な事柄なのかというところを分かりながら聞くことができたなという印象なのか、尋問であれば、メリハリをつけて質問して、大事なところを集中して聞くことができるかもしれないけれども、その辺りでの印象の違いはありますか。

司会者

供述調書を読み上げた事案もあるでしょうし、その事案の中でも、当然、被告人には話を聞いているはずですが、そういう意味では、話していた人は違いますが、情報の内容の頭に入ってくる道筋が違うわけで、やりとりで聞いていくというのと、一方的に聞いていくということと、その辺りで、座りの悪さ、あるいは、良さ、そのような観点からご意見のある方、いらっしゃいますか。その辺であまり違いは感じられなかったということでしょうかね。

1番ないし6番

(特に挙手等の反応なし)

吉田検事

書証に関して、1番の方が、レシートの方がデータが出て、最後に数値が出てきたと、そこが分かりにくかったというお話がありましたが、それは、そもそもどういう意味でこの証拠を出しているのかという点が分からなかったというお話なのか、それもありませんけれども、そもそも証拠の作りとして分かりにくかったのか、その辺を教えてもらえればと思います。

1番

売ったり捌いたりする回数的なことと量ですけれども、その量で量刑に影響するよう
なことがあるのかどうか、例えば、1gと10gでは違うのかどうかとか、その辺があ
れをみただけでは、そのときは何となく数字はちよちよと分かるのですが、それ
に対して、量がどんなふう動いてきたのかということを知りたいなと思いました。

吉田検事

それは、いつの時点でどのくらい売っているかという流れを知りたいという話ですか。

1番

はい。証拠として必要なのだらうと思います。私たちにそれを分かりやすく示すとい
うのは、数字を見てではなく、グラフの形や表し方は色々あると思いますけど、一目瞭
然に分かるというような提出の仕方の方がよろしいのではないかと思います。

吉田検事

では、検察官がどういう意図で、金額だったり、量を立証する意味で出しているのだ
らうということは、その時点でも理解できましたか、それとも、なかなか理解できずに、
論告を聞いて、そういう意味なんだというところだったのか。

1番

証拠ということで、被告人がこれだけの回数をやったというような、意味はよく分か
りました。せっかく出ている数字ですので、どんなふう動いたのかなということが分
かればなお良かったかなと感じました。評議室でも、理解するのは大変だねという話に
なりました。

吉田検事

皆さんに別の観点から質問したいと思いますが、被告人の供述をどのように聞くかとい
うところで、6番の方だけは、順番的には、被告人の捜査段階での供述調書を読み上
げて、その後、法廷で被告人の話を聞いたと、それ以外の方は、まずは被告人の話を
聞いて、それで終わった場合もあるし、その後被告人の捜査段階の供述調書を見た
という方もいると思いますが、例えば、6番の方であれば、まずは被告人の話を法廷で
聞いた後に調書でも良かったかなと、あるいは、法廷での被告人の話だけでも良かった
のではないかなというようにお考えかどうか、逆に、他の方については、被告人の話を法
廷で聞いてみたけれども、捜査段階はどう言っていたのだらうと気になったというよう
な方、捜査段階でどのように言っていたか知りたいなと思われたかどうか、それぞれの
立場で、自分の審理した被告人のしゃべり方とかを踏まえた上で、ご意見を頂ければと
思います。

司会者

今のご質問は、被告人質問は必ず実施していると思いますが、捜査段階でまとめた供
述調書というものがあつたら、それもあつた方が良かったかなという、何かそういった
ものが証拠で出てくるといったことができなかつたものかという感想を抱いたかどう
かという話だと思います。3番の方、何かお感じになったことはありますか。

3番

全く別の話をして良いですか。時間もないので、一つだけ聞きたかったことがありま
す。この間の千葉地裁の裁判員裁判で死刑判決が出て、高裁と判断が分かれた事件があ
りましたね。私が思うには、3人殺さないで死刑にならないという先例があつて、これ

だけ世の中が色々変わっているのに、3人殺さない、と言うけれども、殺された人は、犯罪者の3分の1の価値よりないのかと、私はそう思います。裁判所は、今まで見ていて、誰も下から文句を言っていないです。これだけ世の中が色々変わっているのですから、先例先例とこだわらないで、独自の判断を出せる人、そういう勇気のある人が出てくるのを望みます。裁判所は縦社会だから、皆言わないと思います。そういう元気のある裁判官が出てくることを望みます。

司会者

それでは、弁護人の立場から、最後に何か聞きたいことはありますか。

政池弁護士

場面が変わりますが、弁護人の立場からすると、冒頭陳述の段階で、もしかするとそうかもしれないと、弁護人の意見を聞いてみようという形で引きつけられたかどうか、それと、実際の弁論を聞いて、確かに弁護人の言うことはそうだねという形で入っていくようなものになっていたのか、それとも、よく分からないねという形の印象を受けたのか、その辺りがどうだったのか、皆様のご感想を頂ければありがたいと思います。

2番

弁護士さんの用意してくれた冒頭陳述にもあるのですが、共犯者との比較がありまして、こういう比較のされ方をすると、判決を決めるのに、共犯者が懲役何年だから、この人は前科がないから懲役を短くするべきだという表があったのですが、これの数字が頭に残ってしまって、判決を決めるときに引っかかってしまいました。悪い影響を及ぼしてしまったと思います。基準がこうなってしまったというか、先に決まった2人の共犯者に重点を置いてしまって、比較すると、被告人は前科がないから、この人よりは短くなるべきだというか、最後の最後まで懲役を決めるのに引っかかりました。

1番

類似したような裁判の判決と比べてどうかということに私たちはなりやすかったのですが、この例から見ると、こちらの方が量刑として軽くて良いのではないかという錯覚をしやすいのですが、そこは、裁判長から、あくまでもこれは他の裁判で出た一つの例だから、こっちはこっちで別に考えて、審理してくださいということは言われました。最後は、皆さんが理解して、きちんと量刑は決まったはずですけども。

政池弁護士

弁護人の意図とすると、そこにはあったと思いますが、他の事案と比べて、被告人に有利な形、この人たちよりは軽いでしょという形で持っていきかけたのだろうなと思います。他の方にも、それとの兼ね合いで、弁護人として、こういうふうに言ってもらえたら良かったのになとか、もっと突っ込んでこういう言い方をしてくれたら良かったのになというのがありますか。

3番

自分が関わった裁判で、自分から見ると、弁護士さんが被告人をあまりかばっていないように見えました。もし自分が頼むのであれば、あのような弁護士さんは頼まないです。もう少し追求して、弁護士なのだから、100%の力で被告人を擁護しないといかんとします。

<今後裁判員裁判に参加される方へのメッセージ>

司会者

それでは、そろそろ時間になりましたので、意見交換会として終幕を迎えようと思います。本日の始めに、皆さんに、参加してみてどうでしたかというご感想を色々言って頂きました。良い経験だったと言って頂いた方もいらっしゃいますし、硬直したという意見を言って頂いた方もいらっしゃいました。これから、この制度はずっと続いていきます。これからも札幌地裁では裁判员裁判が予定されていますので、何人もの人が皆さんと同じ立場になって、いずれ、こういう場に、もしかしたら来るかもしれません。何か、後輩に一言だけは言っておきたいという方がいらっしゃいましたら、どなたかお願いします。

5番

経験は自分の宝物になると思いますので、積極的に参加してもらいたいと思います。

3番

私は、裁判長が協議するときに、皆に自由に発言させて、そして、裁判の時にも質問したり、積極的に参加することで、嫌な思いは多少ぬぐえると思います。自分はそのように感じました。積極的に裁判長は皆に話をさせて、じっとしている人ほど、後からショックが来るとと思いますので、皆に意見を出させた方がショックが少ないと思います。

1番

裁判長も裁判官も非常に裁判员に対しては、丁寧に分かりやすい説明だったので、その辺で悩むことは何もなかったと私は思います。周りの人には、チャンスがあったら、断らずに受けた方が良く、非常に良い経験になるからと、また、裁判所もきちんと丁寧に教えてくれるから、1日か2日で慣れるから、良い体験ができるよというふうにお話をしています。

4番

今回、参加させてもらって、重要な経験をさせてもらいました。主治医にこの話をしたら、興味があると言っていましたし、うちの会社の連中に聞いても、来たらやりたいという意見を持っている者が大半でした。積極的に参加したいという意見が多かったです。

司会者

私の方は、話があっちに行ったり、こっちに行ったり、不手際も多くて申し訳ありませんでした。難しいテーマを設定させて頂きまして、答えにくかったことも多いですし、細かいことを覚えていないということもあったと思います。けれども、色々伺うことができて、こちらに座っているいわゆる実務家といわれる我々の参考になったのではないかなと思います。今日はどうもありがとうございました。それから、今日は裁判員のバッジを付けて来て頂いてる方がいらっしゃいまして、私はそういう方にお会いしたのは実は初めてです。常日頃も付けておられるというお話も聞いて、一生懸命やらなければならないなど、思いを新たにしたところです。そういう意味でも、今日はとても楽しく過ごさせて頂きました。今日は長い時間ありがとうございました。これで終了したいと思います。

以上